

平成23年12月12日

平成23年

第5回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第5回教育委員会臨時会会議録

平成23年12月12日午後2時大田区教育委員会臨時会を開催した。

藤崎雄三	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
鈴木清子	委員	
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武史
教育総務課長	松本 秀男
施設担当課長	西野 正成
教育事務改善担当課長	室内 正男
学務課長（私学行政担当課長兼務）	飯田 衛
校外施設整備担当課長	星 光吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁史
教育センター所長	菅 三男
副参事	菅野 哲郎
社会教育課長	木田 早苗
大田図書館長	原 聡

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第5回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長職務代理者 藤崎雄三

○委員長職務代理者

ただいまから、平成23年第5回教育委員会臨時会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。会議録署名委員に横川委員を指名する。

12月10日をもって櫻井委員・野口委員の任期が満了となったことに伴い、先程二名の委員が新たに区長から任命をされたのでご紹介する。

まず、尾形 威委員である。尾形委員は、大田区立千鳥小学校長を歴任され、現在、東京都教職員研修センターに勤務されている。

続いて、芳賀 淳委員である。芳賀委員は、東京弁護士会に所属され、芳賀淳法律事務所を開設されている。

それでは、お二人に順に一言ごあいさつをいただきたいと思う。

(尾形委員)

大田区の小池小学校に赴任し、千鳥小学校で退職した。大田区が大好きな一人である。大田区が地域と保護者と一体となって、子供たちの健全な生活に少しでもお役に立てればと思っている。よろしく願います。

(芳賀委員)

私は、弁護士になりたての頃から司法の教育ということで、中学、高校などで模擬裁判の指導を行ってきた。生徒の皆さんに、社会に出ても役に立つような法律のことを教えてきたこともあり、そういう経験も少しは役立てるかと思っている。よろしく願います。

(委員長職務代理者)

新しい委員を迎え、新たな気持ちで、大田区の教育をより良くしていきたいと思っているので、どうぞよろしく願います。

日程第1 「委員長の選挙」

(委員長職務代理者)

日程第1について、事務局の説明を求める。

(事務局職員)

日程第1は、委員長の選挙である。

平成23年12月10日をもって、櫻井委員長の教育委員並びに委員長としての任期が満了した。これに伴い、委員長の選挙を行う必要がある。

(委員長職務代理者)

それでは、委員長の選挙を行う。選挙の方法については、大田区教育委員会会議規則第6条により、単記無記名投票と指名推選の方法がある。いずれの方法で行うかお諮りする。

(横川委員)

私は、指名推選がいいと思う。

(委員長職務代理者)

ただいま、選挙の方法について「指名推選」との発言があったが、異議はないか。
(「異議なし」との声あり)

(委員長職務代理者)

異議がないと認め、委員長選挙は、指名推選によることとする。
それでは、委員長にどなたを推選するか。

(鈴木委員)

藤崎委員を推薦する。

(横川委員)

藤崎委員を推薦する。

(委員長職務代理者)

私、藤崎を委員長にとの発言があったが、他に推薦はあるか。
(「なし」との声あり)

(委員長職務代理者)

この件については、委員の一身上に関する事案である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 5 項の規定により、当事者は議事に参与することはできない。しかし、同条の但し書きの規定により委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができる。

委員の皆様にお諮りする。私、藤崎自身がこのまま出席してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

(委員長職務代理者)

同意が得られたので、このまま会議を続行する。
では、私、藤崎を委員長に決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)

(委員長職務代理者)

全員の賛成をいただいた。
よって、平成 23 年 12 月 12 日、本日をもって私、藤崎が委員長に就任することと決定する。席については、このまま進めさせていただく。

(事務局職員)

追加日程について説明する。ただいま、藤崎委員長職務代理者が新委員長に就任することが決定されたことに伴い、委員長職務代理者の選挙を行う必要がある。

(委員長)

それでは、委員長職務代理者の選挙を行う。

選挙の方法は、同じく大田区教育委員会会議規則第6条により単記無記名投票と指名推選の方法がある。いずれの方法で行うかお諮りする。

(鈴木委員)

指名推選がいいと思う。

(委員長)

ただいま、選挙方法について「指名推選」との発言があったが、異議はないか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長)

異議がないと認め、委員長職務代理者選挙は、指名推選によることとする。

それでは、委員長職務代理者にどなたを推薦するか。

(鈴木委員)

横川委員を推薦する。

(教育長)

横川委員を推薦する。

(委員長)

横川委員を委員長職務代理者にとの発言があったが、他に推薦はあるか。

(「なし」との声あり)

(委員長)

この件については、委員の一身上に関する事案である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、当事者は議事に参与することはできない。しかし、同条の但し書きの規定により委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができる。

委員の皆様にお諮りする。横川委員にこのままご出席いただいてよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長)

同意が得られたので、このまま会議を続行する。

では、横川委員を委員長職務代理者に決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長)

全員の賛成をいただいた。よって、平成23年12月12日より横川委員に委員長職務代理者に就任していただく。

委員の皆さんの議席であるが、今お座りいただいている席でお願いしたいと思うがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

(委員長)

それでは、委員長就任にあたり一言挨拶させていただきます。

私がちょうど二年前にこの席で初めて教育委員を仰せつかったときに述べたことを思い出している。「どうせ引っ越すなら大田区という風に親御さんに言っていただく」と。それを私は当時中身がまだよくわかっていないという点があったので、教育、特に小中学校の教育の面から述べた。そのほか福祉であるとかいろんな面があり、それはほかの担当部署のことかと思うが、ここに入ってみて、学校教育だけではなく、社会人の社会教育も担当しているということはこの二年間で改めてしみじみと感じさせられたところである。範囲を広げていく中で、やはり引っ越すのだったら大田区というところで、広い意味での教育現場の方から我々が率先して推進して行ければと思うので、引き続き皆様の協力を仰ぎながら進んでいきたいと思う。どうぞよろしく願います。

これをもって、第5回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後14時14分閉会)